



檜葉町 【出産・子育て応援給付金】について

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育て出来るよう、妊娠・出産・子育て等に関する相談支援(面談・アンケート)を充実させるとともに経済的支援(給付金)を一体的に行います。



《給付内容》

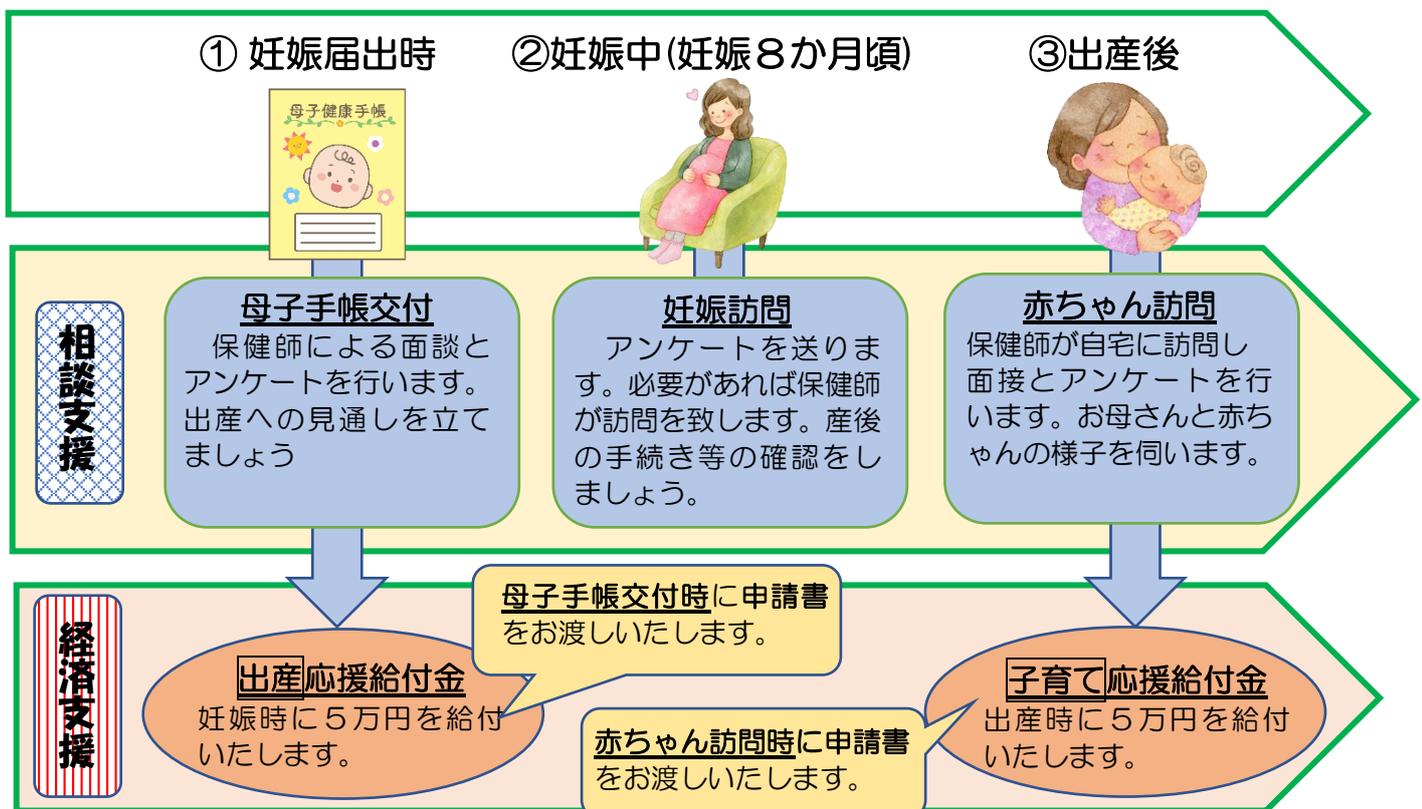
① 出産応援給付金 (妊娠時に5万円を給付いたします)

- ★対象者 令和4年4月以降に妊娠届を提出した(する)妊婦の方
 ※令和4年4月以降に出産した産婦の方は、妊娠届出が令和4年4月以前でも対象になります。
 ※妊娠届出後に流産等で出産に至らなかった場合も支給されます。
- ★申請方法 妊娠届出時(母子手帳交付時)に申請書をお渡しいたします。申請に合わせて面談およびアンケートの提出にご協力頂きます。
 給付金の振込先の口座のコピーを持参してください

② 子育て応援給付金 (出産後に5万円を給付いたします) ※多胎児(双子)の場合は10万円

- ★対象者 令和4年4月以降に出生した(する)乳児を養育する方
 ※原則、乳児と同居する母または父
 ※出生後面談までに乳児が死亡した場合も支給されます。その際面談は不要です。
- ★申請方法 赤ちゃん訪問(出産からおおむね2か月後にご自宅を訪問)の際に申請書をお渡しいたします。ご自宅での面談とアンケートにご協力頂きます。
 ※面談が難しい場合は、電話にて聞き取りを行います。申請書およびアンケートは郵送いたします。

《事業イメージ》



《経過措置対象への給付(令和4年4月1日～令和5年3月31日に妊娠届を提出・出産された方)》
 対象者には妊娠届の提出日や出産に応じて、下記の方法により申請書を交付いたします。

妊娠届提出日	出産日 (乳児の生年月日)	出産応援給付金	子育て応援給付金
—	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年5月中旬頃に申請書を郵送いたします (一括で10万円を給付いたします)	
令和5年4月以降	令和5年4月以降	妊娠届を提出した際に 申請書をお渡しします	赤ちゃん訪問の際に 申請書をお渡しします

《原発事故による避難のため、居住する市町村に住民票がない方》

■避難先等の檜葉町以外の市町村で母子手帳の交付を受けた方は、避難先市町村へお問い合わせください。支給対象とならなかった場合にはお手数ですが檜葉町にご連絡ください。

※複数の市町村から二重に給付金を受け取ることは出来ません。支給状況について避難先自治体に確認させて頂く場合があります。

※檜葉町では現金による支給ですが、クーポン等による給付を行う市町村もあります。

《給付金の受け取り方》

申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます

★応援金の支給にはアンケートの回答が必ず必要になります。

申請書の提出のみでは応援金の支給が出来ません。



《よくあるご質問》

★妊娠届出後に転居した(する)場合、出産応援給付金はどうなりますか？

令和5年4月以降に妊娠届を提出し、面談後すぐに転居した場合は、申請者の希望に応じて転居前か転入先のどちらかで出産応援給付金(妊娠時)の給付を受けられます。

★出産後に転居した(する)場合、出産・子育て給付金はどうなりますか？

令和5年4月以降に出産し、面談を受ける前に転居する場合は、転入先で面談を受ける事によって、子育て給付金(出産後)の給付を受けられます。申請者の希望に応じて、転居前か転入先のどちらかで子育て給付金(出産後)の給付を受けられます。

【問い合わせ先】

檜葉町役場 こども課

TEL : 0240-23-5515

